以下を事務総局長に指示する。
この決議に対するICAOの注意を喚起すること。

改　決議第749（WRC-15、改）　移動アプリケーションその他の業務での第一地域の国々及びイランにおける790-862MHzの周波数帯の使用

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、
以下を考慮し、
a）　470-862MHzの周波数帯の優れた伝搬特性は、人口密度の小さい広大な地域を含めて、カバレッジの点で経費的に効率的な解決法を提供するために有益であること。
b）　地理的に同じ区域での放送局及び移動業務の基地局の運用は、共用性の問題を生じさせる可能性があること。
c）　多くの地域社会においては、都市の中心部に比べて特に対応が遅れていること。
d）　放送の補助アプリケーションは、３つの地域全てで470-862MHzの周波数帯を放送業務と共用しており、この周波数帯でその運用が続けられることが期待されていること。
e）　この周波数帯においては、とりわけ地上テレビジョン放送や他の業務を十分に保護することが求められること。
以下を認め、
a）　無線通信規則の第５条では、790-862MHzの周波数帯又はその一部が、一次的基礎で放送を含む様々な業務に分配され、使用されていること。
b）　170-230/470-862MHzの周波数帯において、モンゴルを除く第一地域の全ての国及びイランには、GE06協定が適用されること。
c）　アナログからデジタルテレビへの移行によって、790-862MHzの周波数帯がアナログ及びデジタルの双方の地上伝送に使用される状況が予想されており、移行期間におけるスペクトラムの要求はアナログ放送だけの単一の使用よりも大きくなる可能性があること。
d）　デジタルテレビへの切替えにより新しいアプリケーション向けの周波数利用の機会を生み出す可能性があること。
e）　デジタルテレビへの切替えの時期は、国によって異なること。
f）　異なる業務によって周波数を使用する時には、共用検討の必要性を考慮すべきこと。
g）　無線通信規則が、IMTのために一定の周波数帯を特定した場合であっても、当該周波数帯に分配されている他の業務のアプリケーションによるその周波数帯の使用を妨げるものではなく、無線通信規則上の優先権を確立するものでもないことを定めていること。
h）　GE06協定には、地上放送業務その他の地上業務に関する規定並びにデジタルテレビのためのプラン及び他の一次地上業務のリストが含まれていること。
i）　GE06協定は、470-862MHzの周波数帯において、アナログプランに対する割当てがもはや保護されず、GE06協定の協定国に容認できない混信を生じさせないことを意味する移行期間の終了日として2015年６月16日を設定したこと。
j）　決議第749（WRC-07）の規定に基づいてITU-Rが行った研究は、放送と個別調整の必要性を生じさせることにならなかったが、基地局からの累積的な混信の影響の可能性が重要であること及び一方において実際上は累積的混信の影響の可能性はさほど重要ではなかったことを示したこと。
k）　ITU-Rは決議第224号（WRC-07、改）の規定に基づいて、包括的な勧告及び報告の制定及び完成を目的として研究を開始すること。また、当該研究では、累積的な混信の影響の考慮が必要であること。
以下を更に認め、
a）　790-862MHzの周波数帯は、更に広い周波数帯の一部として、（WRC-07以前の）1971年以来、イランを含む第三地域の移動業務に分配されてきたこと。
b）　GE06協定は、その関連する附属書において、一方の地上デジタル放送と第5.312号に記載される国々の航空無線航行業務を含むもう一方の他の一次地上業務との間の関係を確立していること。
c）　WRC-07は、第5.316B号に基づいて、航空移動を除く第一地域の移動業務に一次的基礎で790-862MHzの周波数帯を分配したこと。また、この分配は2015年６月17日付けで発効し、第5.312号に記載された国々の航空無線航行業務に関して、第9.21号に基づいて得られた合意に従わなければならないこと。
d）　第一地域の790-862MHzの周波数帯及び第三地域の790-806MHzの周波数帯はIMTの導入を希望する主管庁による使用について、WRC-07によって特定されたが、第三地域の806-960MHzの周波数帯はWRC-2000においてIMTに特定されたこと。
e）　GE06協定の協定国においては、放送業務に関連する移動業務の局が使用する場合にも、GE06協定の手続が期待どおりに適用されなければならないこと。
f）　イランと他の第三地域の国々の間の790-862MHzの周波数帯における地上業務（固定、移動及び放送）間の調整は、それらの主管庁により相互に合意された場合は、二国間又は多国間交渉に基づく当該主管庁に残された課題であること。
以下に留意し、
a）　ITU-R決議第57はIMT-Advancedの開発プロセスの原則を示しており、既にこのプロセスはWRC-07後に開始していること。
b）　790-862MHzの周波数帯においては、決議第224（WRC-15、改）の規定が適用されること。
以下を強調し、
a）　放送その他の一次業務による470-862MHzの周波数帯の使用もまたGE06協定に包含されること。
b）　移動業務、（第5.312号に基づく）航空無線航行業務、固定業務及び放送業務を含む、この帯域が割り当てられた異なる業務の要件が考慮されなければならないこと。
以下を考慮し、
決議第749（WRC-07）の規定に基づきITU-Rが行った研究結果は、第一地域の移動業務から他の一次地上業務を保護する必要性があることを示していること。
以下を決議し、
1　第一地域においては第5.316B号に基づき、また本決議の第１附属書に定める基準に基づき、第一地域において移動業務を行う主管庁は、第5.312号に定める国々における航空無線航行業務に関して第9.21号に基づき同意を求めなければならないこと。
2　第一地域及びイランに関しては、
2.1　主管庁間で調整が進行中の場合、放送業務保護のためのGE06協定に定める一般的な場合の狭帯域に適用可能な混信保護比は25kHz帯域幅の移動システムに関してのみ使用されなければならず、別の帯域幅が使用される場合にあっては、関連する混信保護比はITU-R勧告BT.1368及びBT.2033に示されていること。
2.2　特に、決議第749（WRC-07）に応えてITU-Rにより行われた共用の研究結果を考慮するよう主管庁に要請すること。
3　790-862MHzの周波数帯域内における隣接チャネルの混信に関しては、
3.1　国内における隣接チャネルの混信は国内問題であり、各主管庁の国内問題として扱われる必要があること。
3.2　隣接チャネルの混信は、相互に合意した基準又は関連するITU-R勧告（放送業務との共用に関しては最新版のITU-R勧告BT.1368、BT.1895及びBT.2033も参照のこと）に定める基準を用いて当該主管庁間で適宜取り扱われるべきであること。
以下を主管庁に要請し、
前述の認識事項 k）の規定に基づき、ITU-Rで行う研究に更に寄与すること。